

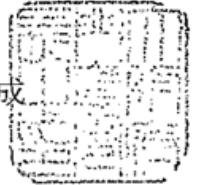


門 総 法 第 346 号

平成25年 8 月 7 日

金川建設株式会社
取締役社長 金川 孝三 様

門真市長 園部 一成



警告書

このたび、貴社について下記のとおり警告する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

警告の理由

旧門真市立中央小学校撤去工事に係る下請業者等選定に、一定の権限を有する貴社の使用人が、本件工事の施工過程における下請け業者の選定の時点において、現実に暴力団関係者であったか否かに関わらず、少なくとも暴力団に対する利益供与に当たり得ること及びその違法性を認識しながら、下請業者を介して50万円の金銭を提供する旨の利益供与の約束をした事実については、不適切な行為である。

については、今後の暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入並びに不当要求に係る適正な対処の徹底が要請されることから、今般、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱第12条の規定に基づく、警告を行うので、平成24年6月1日施行門真市暴力団排除条例及び同条例施行規則並びに門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の各規定の趣旨に鑑みて、暴力団員等に対する利益供与禁止の趣旨徹底及び受注請負工事に係る適正な業務体制の確立に努められたい。